

愛南町木造住宅耐震診断・

耐震改修等補助事業のご案内

過去の地震で倒壊した家屋の多くが、昭和 56 年以前に建築された旧耐震基準の建物でした。地震に対する住宅の安全性を高めるため、愛南町では、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等にかかる費用の一部を補助します。

補助制度の概要

【対象となる住宅】

- ☆ 町内の昭和 56 年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅
- ☆ 階数が 2 階以下で延べ床面積が 500 m²以下のもの
- ☆ 店舗など住宅以外の用途を兼ねるものについては、住宅の面積が半分を超えていること。
- ☆ 枠組み壁工法など特別な認定を受けた工法以外のもの

【対象者】

- ★ 対象住宅の所有者であること。
- ★ 町税等を滞納していないこと。
- ★ 以前に愛南町木造住宅耐震診断補助金の申請をしていないこと。



※ 補助金額の詳しい内容については裏面をご覧ください。

STEP1 【耐震診断】

- 耐震診断の補助金を受ける方は、①派遣方式又は、②補助方式のどちらかを選んで事前に申請していただく必要があります。

① 派遣方式

耐震診断技術者を派遣します。

負担額

無 料

申請後、愛媛県建築士会が※診断事務所派遣方式登録業者（町内4業者）を選定し技術者を派遣します。

※申請の状況により町外の業者となる場合があります。

どちらかを選んで申請

②補助方式

耐震診断にかかる費用の3分の2を補助します。

最大2万円

申請される方が、事前に※診断事務所補助方式登録業者（町内6業者）に直接依頼し、診断を行います。

耐震診断費用は4万円～6万円程度です。

※町内業者だけでなく、県内の登録業者であればどこでも依頼が可能です。

STEP2 【耐震改修設計】

- 耐震改修設計にかかる費用を補助します。 **最大30万円**

STEP3 【耐震改修工事】

① 耐震改修工事にかかる費用を補助します。	最大120万円
② 段階的改修工事にかかる費用補助します。	最大50万円
③ 耐震シェルター設置工事にかかる費用を補助します。	最大40万円
◎ 同一建築物に対する①～③までの補助金額の合計	最大120万円
④ 耐震改修工事監理、段階的耐震改修工事監理、耐震シェルターセット工事監理にかかる費用を補助します。	最大4万円

※ その他、ブロック塀等の除却・新設工事についても補助制度があります。

注意事項

- 注1 STEP2 耐震改修設計・STEP3 耐震改修工事の申請をする場合は、事前にSTEP1 耐震診断を済ませておく必要があります。
- 注2 STEP1 耐震診断・STEP2 耐震改修設計・STEP3 耐震改修工事は、それぞれ事前に申請をしていただく必要があります。

詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

愛南町消防本部防災対策課

TEL 0895-72-0131